

【事例】

日頃から、女子児童の裸の姿態に興味を持っていた教諭A（男性42歳、勤続年数17年、既婚者）は、勤務している学校の6年生女子児童B、C及びDを、個別に、放送室や体育準備室に連れ出し上半身裸にして、乳房を露出した状態にさせた上で、写真や動画をデジタルカメラで撮影し、児童ポルノを作成した。

後日、教諭Aは、児童Bを空き教室に連れ込み、児童用の椅子に座った教諭Aの膝の上に児童Bを後ろ向きに座らせ、着衣の上から左腕及び左手で腹部のあたりを押さえ、右手を着衣の中に入れて、直接、左右の乳房を10分間程度、触り続けた。

同日、帰宅した児童Bが母親に話したことから発覚した。

〇教諭Aの考え

教諭Aは道教委の事情聴取において、

- ・ 10年程前から、女子児童を性的な対象と見るようになったが、当時は、少年団活動の指導の際に自然に体に触れることで満足していたが、現任校では少年団活動の指導はなく女子児童に接触する機会もないことから、行為に及んだ。
- ・ 当該児童たちも自分に好意を持っていると思い込み、心のブレーキが効かなくなり児童Bへの行為に及んだものであり、発覚すると思わなかった。

〇懲戒処分の量定

「免職」

【考えてみましょう】

〇この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

.....

〇この事案を未然に防ぐために、管理職をはじめ、組織としてどのような対応が必要であったと思いますか。

.....

〇この事案が発覚後、女子生徒にどんな影響が生じると思いますか。

.....

〇この事案が学校等周囲に与えた影響はどんなことがあると思いますか。

.....

【わいせつ行為撲滅に向けたチェックシート】

yes	no	項 目
		特定の児童生徒への個別の指導回数が必要以上に多いことや、児童生徒を指導する際、二人きりになることによる危険性を認識している。
		特定の児童生徒と手紙やLINE等により頻繁に連絡を取ることや、親密であると噂されてしまう場合に対して、危機感をもって適切に対応している。
		いかなる場合においても、教育公務員として、児童生徒を指導する立場にあることを自覚し、行動している。

【事例】

日頃から、女子児童の裸の姿態に興味を持っていた教諭A（男性42歳、勤続年数17年、既婚者）は、勤務している学校の6年生女子児童B、C及びDを、個別に、放送室や体育準備室に連れ出し上半身裸にして、乳房を露出した状態にさせた上で、写真や動画をデジタルカメラで撮影し、児童ポルノを作成した。

後日、教諭Aは、児童Bを空き教室に連れ込み、児童用の椅子に座った教諭Aの膝の上に児童Bを後ろ向きに座らせ、着衣の上から左腕及び左手で腹部のあたりを押さえ、右手を着衣の中に入れて、直接、左右の乳房を10分間程度、触り続けた。

同日、帰宅した児童Bが母親に話したことから発覚した。

〇教諭Aの考え

教諭Aは道教委の事情聴取において、

- ・ 10年程前から、女子児童を性的な対象と見るようになったが、当時は、少年団活動の指導の際に自然に体に触れることで満足していたが、現任校では少年団活動の指導はなく女子児童に接触する機会もないことから、行為に及んだ。
- ・ 当該児童たちも自分に好意を持っていると思い込み、心のブレーキが効かなくなり児童Bへの行為に及んだものであり、発覚すると思わなかった。

〇懲戒処分の量定

「免職」

【考えてみましょう】

〇この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

- ・ 教員としての責任感が希薄、倫理観や規範意識に対する考え方の甘さ、発達段階に応じた児童理解が不足しており、身近にいる児童を性欲の対象として捉えていた。
- ・ 発達段階の女性の胸部に異常な執着心があり、教育活動中に起きた事故というよりも、教諭Aの性嗜好に起因するもの。

〇この事案を未然に防ぐために、管理職をはじめ、組織としてどのような対応が必要であったと思いますか。

- ・ 校舎内に死角を作らない。
- ・ 職員は、二人だけで過ごしている場面を見かけた場合は、本人に確認をするとともに管理職に報告する。
- ・ 管理職は、日頃から、職員に対して教育公務員としての使命、責任、倫理観について指導徹底。

〇この事案が発覚後、女子児童にどんな影響が生じると思いますか。

- ・ 校内で噂になったため、友人や教師の目が気になり、引きこもり状態になる。
- ・ 教諭Aが免職となることで、罪悪感から逃れられず、精神的に不安定な状態になる。
- ・ 長期間に渡り、児童の心の傷として残り、将来、心的外傷後ストレス障害を発症する恐れがある。

〇この事案が学校等周囲に与えた影響はどんなことがあると思いますか。

- ・ 児童や保護者へ大きな動揺を与えた。
- ・ 全校集会や保護者説明会を開催して、管理職員から事故の概要を説明し、謝罪した。
- ・ 年度途中で担任を交代せざるを得なくなった。

【わいせつ行為撲滅に向けたチェックシート】

yes	no	項目
		特定の児童生徒への個別の指導回数が必要以上に多いことや、児童生徒を指導する際、二人きりになることによる危険性を認識している。
		特定の児童生徒と手紙やLINE等により頻繁に連絡を取ることや、親密であると噂されてしまう場合に対して、危機感をもって適切に対応している。
		いかなる場合においても、教育公務員として、児童生徒を指導する立場にあることを自覚し、行動している。

【あなたならどうしますか】

- 日頃から親しく、同じ学年団で信頼しているX教諭が、放課後、女子生徒Zと手を繋いで体育準備室から出てくるところを見かけました。また、休日に、生徒Zを自家用車に乗せてドライブを楽しむ二人の姿を、学校から100キロ離れた道の駅で見かけました。
あなたは、管理職にX教諭の行動を報告できますか。

教師による性被害や疑似恋愛に繋がるような事案については、同僚間で注意や指導、確認の必要はありません。異変に気が付いた場合は、速やかに管理職に報告してください。児童福祉法や青少年健全育成条例、児童ポルノ法に抵触する可能性が高いため、判断は行政機関に委ねます。後日発覚した場合は、保護者から隠蔽と誹りを受けたり、刑事事件に発展する可能性が高いため、早期発見、早期対応が必要です。

わいせつ・セクハラ行為がもたらす代償

○ 道義上の責任（信頼を裏切る）

日ごろ児童生徒に対し、社会のルールの遵守や、校則の遵守等を指導している立場でありながら、基本的な社会のルールに反する行為は、子どもたちや保護者の信頼を根底から裏切ることになります。

○ 民事上の責任（損害賠償）

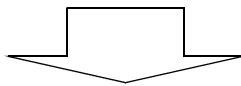
加害事件を起こした場合には、被害者に対し物資的損害のみならず、精神的損害についても補償しなければなりません。

○ 刑事上の責任（刑罰）

犯した行為が犯罪と認められる場合には、刑法等により各種の刑罰に処せられます。禁固以上の刑に処せられた場合には、地方公務員法に基づき当然に失職します。

○ 行政上の責任（懲戒処分・教員免許失効等）

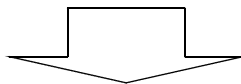
地方公務員法に基づいて、懲戒処分を受けることになります。さらに教職員は、教育職員免許法に基づき、教育職員免許状が失効するので、教員としての道が閉ざされることとなります。



**何よりも、被害にあった児童生徒やその家族に対して、心身ともに深刻な傷を残すこと
になります。**

また、学校の子どもたち、そして、自分の家族を悲しませることになります。

- ★ 教員は、他の職種と比べてわいせつ・セクハラが起きやすい環境に置かれていることを自覚する必要があります。（無防備な更衣室やトイレ、子どもと大人の関係性など）



校内に不祥事防止対策委員会(サービス規律委員会、校内倫理委員会)を設置し、コンプライアンスの徹底を図ることで、不祥事を未然に防止しましょう。